

### 39 環境と経済が好循環する低炭素社会づくりについて

(財務省、環境省、総務省、経済産業省、国土交通省)

#### 【内容】

- (1) 平成28年5月に閣議決定した「地球温暖化対策計画」の目標達成に向け、計画に位置付けた対策を着実に実行するとともに、国民・産業界・地方自治体が果たす役割を踏まえて、地球温暖化対策のための税の活用等による支援の強化を図ること。
- (2) 家庭部門における温室効果ガス排出量の大幅な削減に向け、普及啓発事業等をより一層推進するため、地球温暖化防止活動推進センターに対する支援の拡充を図ること。
- (3) 燃料電池、定置型蓄電池などの先進的な技術を活用した設備及びLED照明やエネルギー管理システム（HEMS・BEMS）などの省エネ設備の導入の大幅拡大に向けた支援の拡充を図ること。
- (4) 電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド自動車（PHV）・燃料電池自動車（FCV）など次世代自動車の大量普及に向けた助成措置や、充電インフラ、水素供給インフラ等の整備を促進するための支援制度の拡充を図ること。
- (5) 主力電源化を目指すとされている再生可能エネルギーについて、「固定価格買取制度」の「事業計画策定ガイドライン」の遵守の徹底により、地域環境への十分な配慮を行いつつ、その導入拡大を適切に図ること。
- (6) 再生可能エネルギー・未利用エネルギーを活用した安価で安定的な低炭素水素の製造技術の確立を図るとともに、低炭素水素の活用インセンティブを与える制度を早期に確立すること。  
また、再生可能エネルギーの供給から低炭素水素の製造・利用に至るまでのサプライチェーンの構築・拡大に向け、産・学・行政の協働による地域の特色を活かした取組に対する支援の強化を図ること。

#### (背景)

- 本県では、「パリ協定」の採択及びその発効や、我が国における「地球温暖化対策計画」の閣議決定といった社会情勢の変化等に対応し、中長期の地球温暖化対策の取組を一層積極的に推進するため、今年2月、2030年度の温室効果ガス総排出量を2013年度比で26%削減する目標を掲げた「あいち地球温暖化防止戦略2030」を策定した。  
この戦略の推進に向けて、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、全ての主体が自主的かつ積極的な取組を促すため、本年10月に「愛知県地球温暖化対策推進条例」を制定した。
- 戦略目標の達成に向けては、特に排出量の増加が著しい家庭部門及び業務部門において効果的な対策を講ずることが必要である。そのため、税を活用した補助制度等による支援や地球温暖化防止活動推進センターを主とした普及啓発の推進が重要となる。また、「固定価格買取制度」の終了した電力を蓄電池等を活用して自家消費することにより、家庭からの温室効果ガスの削減が図られることから、定置型蓄電池等の省エネ設備の大幅な普及拡大に向けた支援制度の拡充が重要である。
- また、本県のエネルギー起源二酸化炭素排出量（2013年度）の17%を占める運輸部門についても、排出削減を行うことが重要である。とりわけ、本県は、自動車の世界的な生産拠点で、自動車依存率が高い地域であることから、EV、PHVや究極のエコカーと言われるFCVの大量普及に向けた取組を推進する必要がある。

- さらに、戦略目標の達成には、徹底した省エネルギーとともに、太陽光を始めとする再生可能エネルギーの導入拡大が重要である。導入の際には、開発に伴う周辺環境への影響が懸念される事例も見受けられることから、「固定価格買取制度」において、環境保全など適切な事業実施に必要な措置を示した「事業計画策定ガイドライン」の遵守を徹底していく必要がある。
- 現在、利用されている水素のほとんどは化石燃料由来のものであり、地球温暖化への対策という面からは、製造段階で二酸化炭素の排出が少ない低炭素水素の供給が望まれる。本県では、廃棄物由来の再生可能エネルギーなどを活用することで低炭素水素を製造し、利用する先導的なプロジェクトを産・学・行政の連携により開始したところである。これを県内各地へ展開するためには、低炭素水素を安価に供給するための技術開発や、その環境価値を法制度上でも認めるなど活用にあたってのインセンティブの付与及び取組に対する支援の強化が必要である。

( 参 考 )

◇ 「あいち地球温暖化防止戦略 2030」の概要

○目標：2030 年度の温室効果ガス総排出量を 2013 年度比で 26%削減

○主な温室効果ガス排出削減取組

家庭部門 対 策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな県民運動の展開による取組機運の醸成と実践行動の促進</li> <li>・関係団体等との協力・連携による省エネ型家電製品への買い替えの促進</li> <li>・省エネ、創エネ、蓄エネ設備の導入によるスマートハウスの普及拡大</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
産業及び 業務部門 対 策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地球温暖化対策計画書制度」の充実等による事業者の自主的削減取組の促進</li> <li>・中小企業の省エネ取組等に対する総合的な支援</li> <li>・共同研究や事業化支援などによる社会の低炭素化に資する産業の振興</li> <li>・県有施設へのLED照明導入など、県による省エネ・再エネ設備の率先導入</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
運輸部門 対 策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・EV・PHV・FCVなど次世代自動車の一層の普及拡大</li> <li>・事業者、関連団体との連携によるエコドライブの実施率の向上</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>
再生可能 エネルギー等 の利活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電施設、太陽熱利用施設の一層の普及拡大</li> <li>・廃棄物・バイオマスなどの未利用資源を活用した地域循環圏の形成</li> <li>・水素社会の実現に向けた取組の推進</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>

◇ 次世代自動車の普及に向けた愛知県の取組

○目標（平成32年度末）：

- ・EV・PHV：累計 42,000 台以上
- ・充電インフラ：累計 2,000 基以上

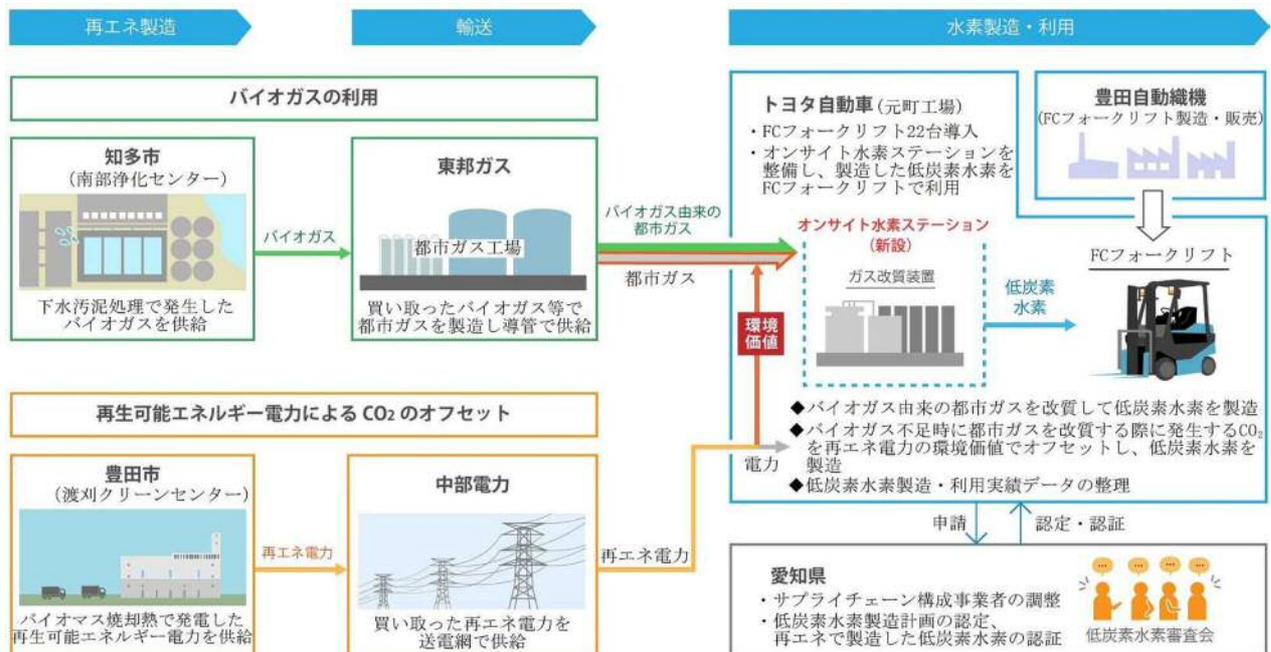
○主な事業：

- ・EV・PHV・FCVを対象とした自動車税の課税免除の実施
- ・事業者に対するEV・PHV・FCV等の次世代自動車の導入経費の一部補助

○進捗状況：（平成29年度末累計）

- ・EV：10,326 台、PHV：12,667 台、FCV：853 台
- ・充電インフラ：1,796 基

◇ 低炭素水素サプライチェーンの先導プロジェクトの概要図



## 40 生物多様性の保全に関する「愛知目標」の達成に向けた取組について

(財務省、環境省)

### 【内容】

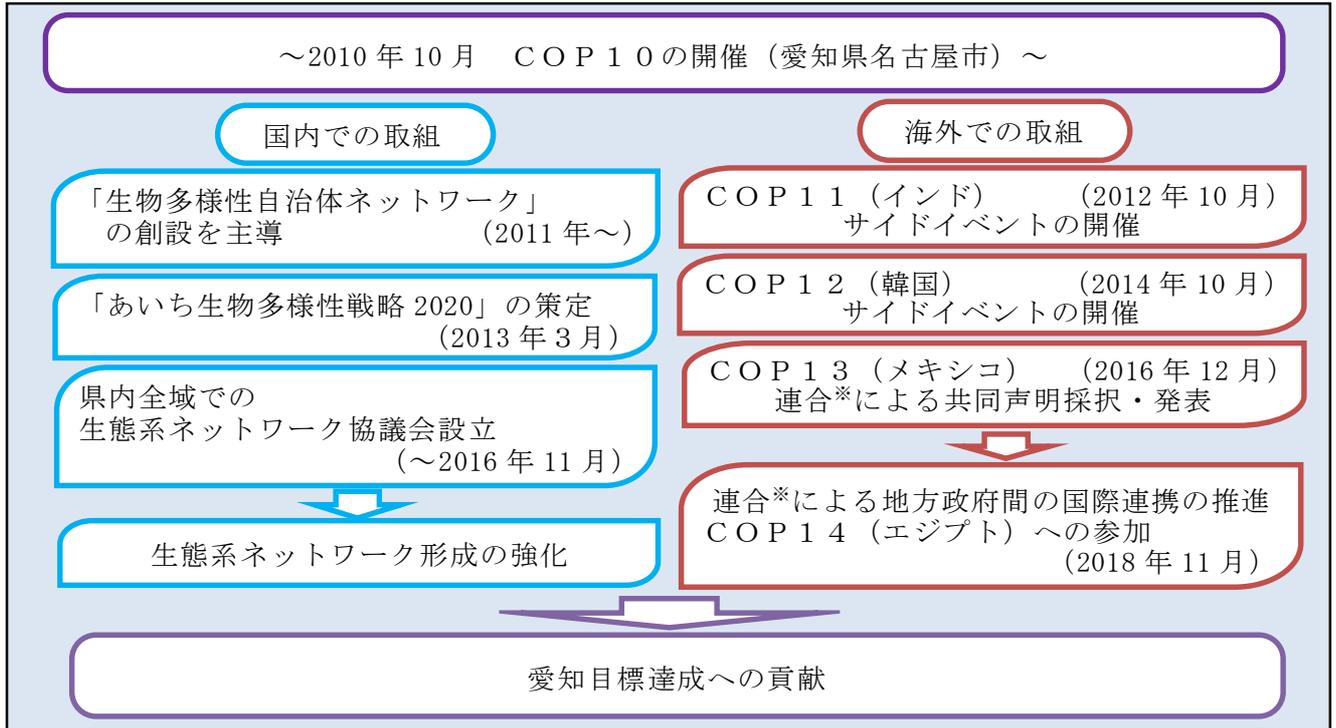
- (1) 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で採択された「愛知目標」の達成に向け、世界の生物多様性保全に積極的に貢献するとともに、地方政府の貢献と役割を評価し、地方政府間の国際連携の取組を支援すること。
- (2) 国内における生物多様性の重要性の理解や認識を高め、その保全の取組に対する機運の醸成に積極的に取り組むとともに、生物多様性地域戦略策定、及びそれに基づく活動、「生物多様性自治体ネットワーク」の充実・発展等、地方自治体の取組向上に向け、国として積極的に取り組むこと。  
とりわけ、愛知目標の目標年である2020年に向けて、COP10以降の成果を総括する取組を積極的に進めること。
- (3) 生物多様性損失の防止に向け、開発に伴うミティゲーション措置の具体化に向けた取組を推進すること

### (背景)

- 「愛知目標」の目標年である平成32年(2020年)まで、残り2年余りであることから、この目標達成に向けて、さらに積極的に取り組んでいく必要がある。  
本県は、「愛知目標」の達成に貢献していくため、生物多様性保全に先進的に取り組む世界のサブナショナル政府とともに設立した「愛知目標達成に向けた国際先進広域自治体連合」により、平成28年12月のCOP13で採択・発表した共同声明に基づき、世界の生物多様性保全の活性化に貢献したいと考えている。
- 国においても、「愛知目標」の達成に向け、国際社会における一層の取組の推進はもとより、地方政府の役割の重要性を評価し、締約国として地方政府間の国際連携の取組の加速化に向けた支援を図る必要がある。
- 一方、国内においては、生物多様性の重要性に関する理解や認識を高め、その保全に対する機運の醸成に積極的に取り組むことが必要である。  
また、生物多様性保全を地域に根付かせ、具体の活動を促進するには、地方自治体の役割が一層重要であることから、戦略の策定や戦略に基づいた市町村等の取組に対する支援が必要である。  
さらに、地方自治体間の連携・交流を目的として、国や本県等が主導して設立した「生物多様性自治体ネットワーク」の活動を充実・発展させるため、引き続き国としても積極的に取り組むことが必要である。  
とりわけ、2020年にはCOP10以降の成果のとりまとめに向けさらなる機運の盛り上げが必要である。
- 本県では、「愛知目標」の達成に向けた行動計画として「あいち生物多様性戦略2020」を策定し、生態系ネットワーク形成とミティゲーションの仕組みを組み合わせた「あいち方式」を戦略の中核的な取組と位置付け、推進している。  
国は、平成26年6月に「日本の環境影響評価における生物多様性オフセットの実施に向けて(案)」を取りまとめた。今後、「生物多様性オフセット」の導入に向け、さらなる取組を推進し、開発に伴うミティゲーション措置の具体化に向けた取組を推進することが不可欠である。

( 参 考 )

◇ COP10以降の愛知県の取組



◇ 愛知目標達成に向けた国際先進広域自治体連合（平成28年8月設立）（※）

[ 目 的 ]

- ・ 生物多様性分野における交流・連携を図ることで、相互に触発し合って取組の更なる強化を目指す。
- ・ 連合のリーダーシップにより、世界各地域のサブナショナル政府に対し、取組の活性化を促す。

[構成メンバー（平成30年10月末現在）]

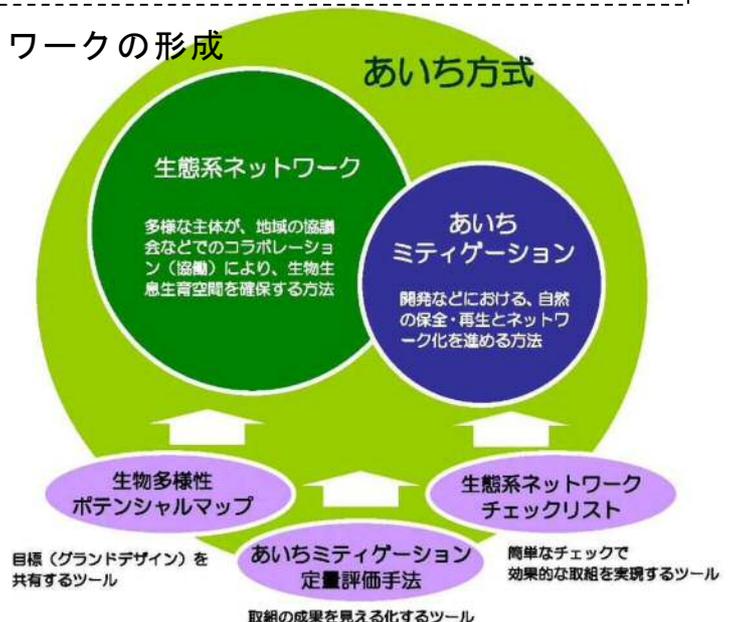
愛知県（日本）	メキシコ州政府連合（メキシコ）	カンペチェ州（メキシコ）
カタルーニャ州（スペイン）	江原道（韓国）	オンタリオ州（カナダ）
ケベック州（カナダ）	サンパウロ州（ブラジル）	

[支援団体等]

生物多様性条約事務局      nrg4SD（持続可能な発展のための地方政府ネットワーク）  
イクレイ

◇ 「あいち方式」による生態系ネットワークの形成

「あいち生物多様性戦略2020」の中核的取組として、緑地や水辺を適切に配置し、生き物の生息生育空間をつなぐ「生態系ネットワークの形成」と、事業者等に対して開発などにおける自然への影響の緩和を求める「あいちミティゲーション」の2つの取組（「あいち方式」）による生物多様性保全の取組を推進している。



## 4 1 水循環再生による伊勢湾・三河湾の水環境の改善について

(財務省、内閣府、農林水産省、国土交通省、環境省)

### 【内容】

- (1) 森林から海に至る流域全体を視野に入れた健全な水循環を再生するため、水循環基本法に定める水循環基本計画に基づく施策について、関係府省の連携を一層強化して総合的かつ一体的に推進すること。
- (2) 伊勢湾・三河湾をきれいで生物多様性に富んだ豊かな海域環境に再生するため、閉鎖性水域の実情に応じた汚濁負荷の削減や栄養塩管理方策の構築など効果的な手法を確立し、海域環境再生の取組を推進すること。
- (3) 水がきれいで、様々な生きものが生息・生育し、人々が親しめる「里海」に再生するため、深掘跡の埋戻しや覆砂、水質浄化機能を有する干潟・浅場の造成等の事業を促進すること。
- (4) 下水道は水質浄化対策を進める上で重要な役割を担っており、流域下水道及び公共下水道の積極的な整備、既存施設の高度処理化、改築・更新並びに合流式下水道の改善を促進するための施策を講じること。
- (5) 農業集落排水処理施設の着実な整備・更新の促進を図ること。また、浄化槽については、早期に単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する施策の拡充など整備の促進を図ること。
- (6) 森林の持つ水源かん養や洪水緩和などの公益的機能を十分に発揮していくため、伊勢湾・三河湾流域の森林の整備・保全を一層促進すること。

### (背景)

- 閉鎖性海域である伊勢湾・三河湾では、環境基準の達成率は、CODは概ね横ばい、全窒素及び全リンは改善傾向にあるが、依然として富栄養化による赤潮や貧酸素水塊の発生が見られる。また、生物多様性の喪失、水辺の減少等の水環境に関する問題も発生している。
- これらの問題の解決には、環境、治水、利水などの各分野で個々に施策を実施するだけでなく、森林から海に至る流域全体において、干潟・浅場の造成、下水道の整備、農業集落排水処理施設の整備、合併処理浄化槽への転換・整備の促進、間伐等の森林整備、治山施設整備等、各分野の施策を総合的かつ一体的に推進し、健全な水循環を再生していくことが不可欠である。また、栄養塩管理について、実施の必要性の検討を進めることが必要である。

○ 本県では、人と水との豊かなかかわりを回復・創造するため、「あいち水循環再生基本構想」に基づき、県民・事業者・NPO・行政が構成員となった「水循環再生地域協議会」を設立し、平成20年3月に県内3地域ごとの「水循環再生行動計画」を取りまとめ、流域が一体となった取組を進めている。

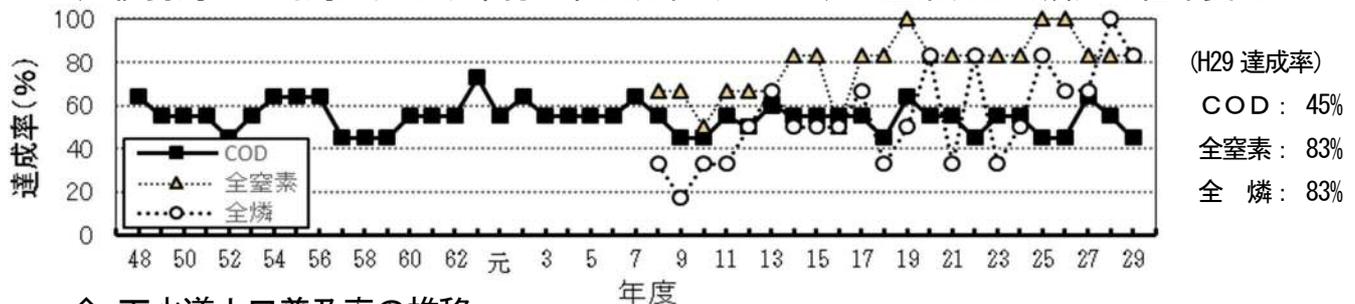
また、平成28年2月には、行動計画の更新を行い、「水循環再生行動計画（第3次）」を作成したところである。

○ さらに、平成22年度に、三河湾の海域環境改善に関わる県関係部局（環境部、農林水産部、建設部）が一体となり、三河湾からの恵みを将来にわたり享受できるように「三河湾里海再生プログラム」をとりまとめるとともに、平成25年度には、県民・事業者・NPO・行政等の様々な主体が連携・協働して取り組む内容を「三河湾環境再生プロジェクト行動計画」としてとりまとめ、三河湾の環境再生に向けた取組のより一層の推進を図っている。

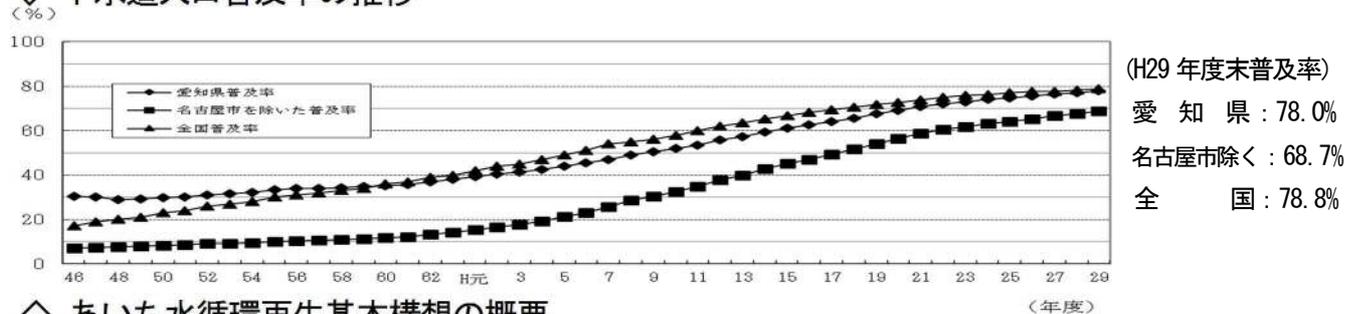
○ 愛知県漁業協同組合連合会からの要望を受け、豊かな海域環境を目指す取組として、漁場における冬期の栄養塩を増やすため、昨年度に引き続き今年度も、三河湾に面する2箇所の下水処理場で放流水中のりん濃度を増加させる運転を試験的に実施しているところである。

（ 参 考 ）

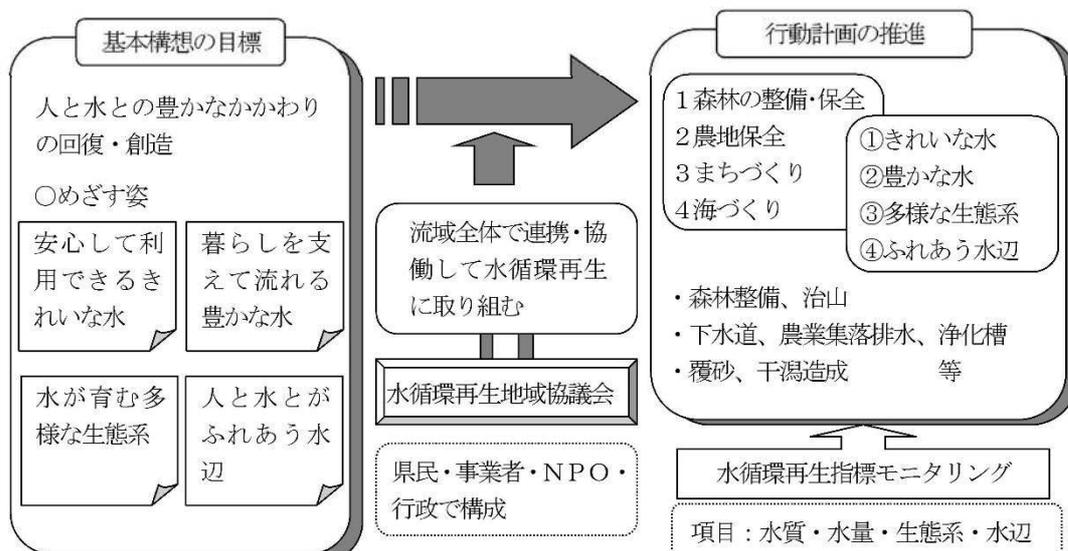
◇ 伊勢湾・三河湾における環境基準達成率（COD、全窒素及び全燐）の経年変化



◇ 下水道人口普及率の推移



◇ あいち水循環再生基本構想の概要



## 4 2 微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）及び光化学オキシダント 対策の推進について

（財務省、環境省）

### 【内容】

- (1) PM<sub>2.5</sub>及び光化学オキシダントについて、広域的な高濃度現象等の発生機構や、多岐にわたる発生源の実態等の解明を行い、環境基準の達成・維持及び健康影響の未然防止に向けた効果的な原因物質削減対策の推進を図ること。
- (2) PM<sub>2.5</sub>及び光化学オキシダントについては、国内発生源だけでなく、大陸からの越境大気汚染の影響も示唆されていることから、共同研究や技術協力により関係国と連携した取組を行うなど効果的な対策を進めること。
- (3) 地方自治体が行うPM<sub>2.5</sub>を始めとした大気汚染物質に係る常時監視に対して十分な財政支援を講じること。

### （背景）

- PM<sub>2.5</sub>は、浮遊粒子状物質（SPM）に比べ粒径が2.5μm以下と小さいため、より健康への影響が懸念される。近年改善が進み環境基準の達成率が上がったが、PM<sub>2.5</sub>によるリスク低減を図るため、その削減を一層進めていく必要がある。
- また、光化学オキシダントは、原因物質とされる窒素酸化物や非メタン炭化水素の大気中濃度が改善しているにもかかわらず、環境基準が達成されていない状況が続いている。
- 中央環境審議会大気・騒音振動部会微小粒子状物質専門委員会等で、PM<sub>2.5</sub>の国内における排出抑制策の在り方等について検討がなされているが、PM<sub>2.5</sub>及び光化学オキシダントについては、広域的な高濃度現象などの発生機構が十分に解明されておらず、効果的な原因物質の削減対策が示されていない。
- また、国の専門家会合などで大陸からの越境汚染の影響も示唆されており、国内対策のみならず大気汚染に関する国際協力を推進する必要がある。
- こうした中、環境省では、国内の発生源や大陸からの越境汚染による影響を把握することを目的として、平成28年度末に国設名古屋局を含む全国10カ所にPM<sub>2.5</sub>の成分を連続的に測定する機器を設置し、平成29年4月から測定を開始している。
- 一方、地方自治体では、PM<sub>2.5</sub>を始めとする大気汚染物質について常時監視を行っているが、精度の高い常時監視を行うためには、こまめな定期点検や老朽化した測定機の計画的な更新が必要であることから、これらに係る経費については、国による十分な財政支援が必要である。

( 参 考 )

◇ 本県におけるPM<sub>2.5</sub>の環境基準達成率の状況

年 度		23	24	25	26	27	28	29
一般局※	年度末測定局数	8	18	38	40	40	40	40
	有効測定局数	3	15	20	37	40	40	40
	達成測定局数	0	6	2	8	35	40	37
	達成率 (%)	0	40	10	22	88	100	93
自排局※	年度末測定局数	4	7	15	15	15	15	15
	有効測定局数	1	7	12	15	15	15	15
	達成測定局数	0	1	0	4	13	15	15
	達成率 (%)	0	14	0	27	87	100	100

注 23年度から常時監視を開始している。

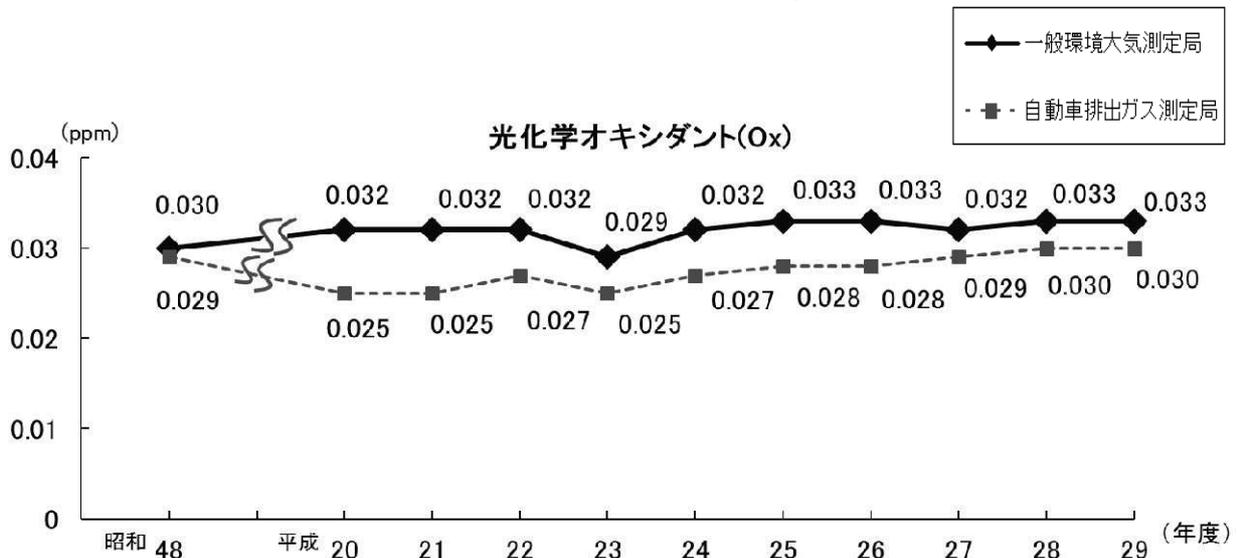
※ 一般局：一般環境大気汚染測定局の略。自排局以外の大気汚染測定局。

※ 自排局：自動車排出ガス測定局の略。自動車排出ガスによる大気汚染の影響を受けやすい区域の大気状況の常時監視を目的に設置された測定局。

◇ 本県における光化学オキシダントの環境基準達成率の推移

年 度		23	24	25	26	27	28	29
一般局	有効測定局数	62	62	62	63	62	62	62
	達成測定局数	0	0	0	0	0	0	0
	達成率 (%)	0	0	0	0	0	0	0
自排局	有効測定局数	11	11	11	11	11	11	11
	達成測定局数	0	0	0	0	0	0	0
	達成率 (%)	0	0	0	0	0	0	0

◇ 本県における光化学オキシダントの年平均値の経年変化



## 4 3 ヒアリを含めた特定外来生物対策の推進について

(財務省、環境省、国土交通省)

### 【内容】

- (1) ヒアリの早期発見及び早期駆除を図るため、海外から貨物が到着する港での水際対策を徹底すること。
- (2) ヒアリは、その定着国・地域からのコンテナにより侵入する可能性が高いことから、海外での貨物の積み込み時における予防的防除が実施されるよう関係国、関係者に働きかけること。
- (3) ヒアリが確認された場合は、地方自治体に対してヒアリの確認情報等を迅速かつ正確に提供するとともに、確認地点周辺での調査及び拡散防止対策を継続して実施すること。  
また、国民に対してヒアリの確認や防除のための正確な情報を分かりやすく周知すること。
- (4) ヒアリ以外の特定外来生物についても、生態系、人の生命・身体、農林水産業に対して大きな被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあり、国民の不安や危機感が高まっていることから、国としてしっかりと侵入防止、防除に取り組むこと。
- (5) 侵略性が高いと考えられる新たな外来種について、特定外来生物への指定の検討を迅速に進めること。

### (背景)

- 平成29年度以降、37事例14都道府県でヒアリが確認されたが、愛知県内でも名古屋港のコンテナヤード等において9事例が確認された。このうち、3事例において、内陸部に運ばれたコンテナ内部で確認された。
- ヒアリは、人が刺された場合、体質によってはアナフィラキシー・ショックを起こす可能性があるなど人体に危険な生物である。また、一旦定着すれば根絶することは困難となるため、侵入監視による早期発見、早期駆除により定着前に根絶を図ることが極めて重要と考えられる。
- 全国のヒアリ確認事例をみると、定着国や地域からのコンテナ内に付着し、国内に侵入してくることから、輸出元側での防除対策を検討する必要がある。
- 本県では、ヒアリの確認以降、港湾関係者、市町村等との連携を強化するとともに、ホームページを通じた県民の方々への注意喚起、県民の方々からの問合せ窓口の設置等に取り組んでおり、国からの迅速かつ正確な情報提供等が必要である。
- 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律では、生態系等への影響を踏まえて、環境大臣等が特定外来生物の防除を実施することとされている。
- 平成29年7月に名古屋港で、侵略性の高い外来生物「ブラウジングアント」が国内で初めて確認され、専門家から生態系の影響について警戒を促す意見が出されている。このため、平成29年11月から、県、関係自治体、名古屋港管理組合が協力して、駆除を開始した。

( 参 考 )

1 本県のヒアリの確認状況

○平成29年度

番号	確認地点	確認日	確認状況	備考	積出港
1	愛知県弥富市 (名古屋港)	6月30日	コンテナヤード： コンテナ外部	7個体	南沙港 (中国)
2	愛知県春日井市	7月10日	事業者敷地内： 倉庫	1個体(内陸部初) 5個体	南沙港
	愛知県飛島村 (名古屋港)	7月12日	コンテナヤード： コンテナ内	11個体	
3	愛知県弥富市 (名古屋港)	8月4日	空コンテナヤード： コンテナ内	約100個体	アモイ港 (中国)
4	名古屋市港区 (名古屋港)	9月1日	事業者敷地内： コンテナ内	約1,000個体 (女王1個体)	天津港 (中国)
5	愛知県弥富市 (名古屋港)	10月3日	コンテナヤード： 緑地	2個体	不明
6	愛知県弥富市 (名古屋港)	11月7日	空コンテナヤード： コンテナ内	7個体	中山港 (中国)

○平成30年度

番号	確認地点	確認日	確認状況	備考	積出港
1	愛知県飛島村 (名古屋港)	7月5日	事業者敷地内： コンテナ内等	約20個体	アモイ港 (中国)
2	愛知県瀬戸市	7月20日	事業者敷地内： コンテナ内	約350個体 (女王アリ、さなぎ含む)	黄埔港 (中国)
3	愛知県小牧市	8月22日	事業者敷地内： コンテナ内	約20個体	南沙港 (中国)
	愛知県弥富市 (名古屋港)	8月23日	コンテナヤード： コンテナ内等	約50個体	

2 本県のヒアリに係る対応(平成29年度～)

(1) 国と連携した調査・防除の実施

- ヒアリ確認地点の周辺2km程度の調査(弥富市、飛島村ほか)
- ヒアリ分布地域からの定期航路を有する港湾での調査・防除(名古屋港、三河港)

(2) ホームページによる県民への注意喚起(平成29年6月30日～)

県内でのヒアリ確認状況、ヒアリと思われるアリを見つけた場合の連絡先等

(3) ヒアリに係る問合せ窓口の設置(相談件数：410件)

(4) 関係団体等への注意喚起(平成29年7月～)

市町村、荷主・運送事業者、県医師会、学校等

3 本県内で確認された特定外来生物(平成30年10月1日現在)

外来生物法により148種の動植物を国が特定外来生物に指定しており、そのうち、ヒアリ、アカカミアリ、カミツキガメ等32種類が県内で確認されている。